別表二の三（第三十一条の三関係）

検査の区分	機械器具その他の設備
植物の栽培地における検査	一　顕微鏡 二　その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備

（新設）

別表二の四（第三十一条の三関係）

検査の区分	機械器具その他の設備
消毒に関する検査	一　保護具 二　その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備

（新設）

別表二の五（第三十一条の三関係）

検査の区分	検査の内容	機械器具その他の設備
遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査	遺伝子診断	一　核酸増幅器 二　滅菌機 三　その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	血清学的診断	一　恒温器 二　その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	微生物学的検査	一　滅菌器 二　その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	栽培検定又は植物への接種による病徴診断・病原性検査	一　温室又は人工気象機器 二　その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	線虫検査	一　顕微鏡 二　その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備

（新設）

別表二の六（第三十一条の四関係）

検査の区分	機械器具その他の設備
植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査	一　検査器具 二　その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備

（新設）